

TOPICS

TOPICS



長浜市暴力団排除条例 平成24年1月1日施行

近年の暴力団は、覚せい剤の密売、恐喝、賭博といったこれまでからの資金獲得犯罪に加え、企業活動や商売を装った資金獲得活動を活発化させています。本市では、暴力団を地域社会から排除し、市民の皆さんが安心して暮らせるまちをつくるため、「長浜市暴力団排除条例」を制定しました。また、滋賀県でも平成23年8月1日から同様の条例を施行されており、県や警察等と連携をとりながら安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

条例の目的 この条例は、暴力団排除に関する基本理念や施策等を定めることにより、市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

基本理念

- ◆暴力団を恐れない
- ◆暴力団を利用しない
- ◆暴力団に金を出さない
- ◇暴力団に協力しない
- ◇暴力団と交際しない

条例の主な内容

市の責務
市は警察など関係機関と連携を図りながら、暴力団排除に関する施策を総合的に推進します。

市民・事業者の責務
市民・事業者は暴力団の活動等についての情報を知った時、市や警察に情報提供するとともに、市が実施する暴力団排除の施策に協力するよう努めます。

市の事務事業における措置
暴力団員や暴力団と密接な関係にある者を公共工事等の入札に参加させないなどの措置をとり入札NO!

青少年に対する措置
青少年の教育または育成に携わる者は青少年が暴力団に加入せず、暴力団による被害を受けないよう、指導・助言を行います。

市の施設利用の拒否
市の施設が暴力団に使用されることにより、暴力団の利益となると認められる場合は、使用等を許可しません。

市民・事業者への支援
市は市民・事業者が暴力団排除活動に取り組むことができるよう、情報の提供等を行います。

禁止行為
市民・事業者は暴力団の活動に協力するため金品等の利益を供与してはいけません。また、紛争の解決等に暴力団員を利用するなどその威力を利用してはいけません。

詳しくは市政情報コーナーや市ホームページをご覧ください。☎市民自治振興課 (☎65-8722)

市の花・木の制定にご意見を

市では、合併後2年が経過した「長浜市」のシンボル(象徴)として、皆さんに親しんでいただける「花」・「木」の制定を考えています。つきましては、長きに渡って愛着をもっていただけるものを制定いたしたく、市民の皆さんからご意見を募集します。たくさんのご応募をお待ちしています。



- 花と木の制定基準**
- ①市の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」のシンボル(象徴)としてふさわしいもの
 - ②市の風土、自然などとかかわりが深いもの
 - ③市民の皆さんに愛され、親しまれるもの
 - ④今後の市をPRするのに役立つもの



【募集期間】 1月1日(日)～1月31日(火)※必着
【応募資格】 市内に在住・在勤・在学する人
【応募方法】 折込みのわがまちメール(ハガキ)をご利用いただくか、市役所(本庁・各支所)に設置してある投かん箱へ投かんしてください。(応募用紙は各投かん箱付近にも用意してあります。)
【発表】 募集結果を参考に選考会議を経て、広く意見を聞きながら5月頃に決定します。(予定)
 ※なお、応募内容に関する一切の権利は、市に帰属するものとします。
 ☎総務課 (☎65-6503)

第9次長浜市交通安全計画 ～交通事故のない社会をめざして～

市の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため「第9次長浜市交通安全計画」(平成23～27年度)を策定しました。この計画は交通安全対策基本法第26条により、長浜市交通安全対策会議が滋賀県の計画を基本に、国や県、警察などの関係機関から意見を聞きながら策定したものです。12月19日(月)に行った長浜市交通安全対策会議において、パブリックコメントの結果報告の後、原案どおり承認され第9次交通安全計画は成立しました。目標などは次のとおりです。

	目標	H22年の状況
●事故発生件数	⇒600件以下/年	697件
●交通事故死傷者数	⇒600人以下/年	888人

長浜市における事故の特徴と3つの重点

① 高齢者の死亡事故が多い
～死者数の45%は高齢者～

高齢者と子どもの安全確保

② 自転車の事故が多い
～発生件数が約1.5倍に～

歩行者と自転車の安全確保

③ 交差点での事故が多い
～事故の約半数が交差点で～

交差点における安全確保

計画の内容は市政情報コーナーや市ホームページをご覧ください。☎市民自治振興課 (☎65-8722)